

## 日本 NPO 学会倫理細則

### (目的)

第1条 本細則は、本会の会員の研究・教育および学会運営にあたって依拠すべき倫理上の基本原則を定める。

### (公正と信頼の確保及び法令順守)

第2条 会員は、研究・教育を行うに際して、また学会運営にあたって、公正を維持し、学問的信頼性を確保して、社会の信頼を損なわないよう努めねばならない。

2 会員は、国内の法令、本会の会則、細則等各種規定を順守しなければならない。

### (研究・教育活動の倫理的妥当性)

第3条 会員は、研究目的と研究手法の倫理的妥当性を考慮しなければならない。

2 研究調査においては、調査対象者の人権やプライバシー等に十分に配慮し、かつ研究の公益性と研究者の社会的責任に自覚的でなければならない。

### (プライバシー・個人情報の保護と人権の尊重)

第4条 会員は、調査を実施するにあたって、また調査に関する教育を行うにあたって、調査対象者のプライバシーの保護と人権の尊重に最大限留意しなければならない。

2 会員は、研究の過程で収集した他人の個人情報の保護に努め、法令にもとづき適正な取り扱いを行わなければならない。

### (差別の禁止)

第5条 会員は、年齢、性別や性的指向、宗教や民族的背景、国籍、障がいの有無、家族状況、職業、地位などに関して差別的な取り扱いをしてはならない。

### (ハラスメントの禁止)

第6条 会員は、セクシャル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントその他のハラスメントにあたる行為をしてはならない。

2 本会に、ハラスメントを受けた会員等が、苦情を申し立て、相談することのできる相談員を置く。

3 組織運営委員会は、相談員が受け付けた苦情や相談について報告を受け、ハラスメントについての相談と被害者の救済の方策などを検討する。

4 第1項に定めるハラスメントの定義、第2項に定める相談員及び前項に定める組織運営委員会の業務等の詳細に関しては、別途「ハラスメント対策実施規程」に定めるものとする。

(研究資金の適正な取扱い)

第7条 会員は、研究資金を適正に取り扱わなければならない。

(不正行為の禁止)

第8条 会員は、研究のオリジナリティを尊重し、著作権などを侵害してはならない。

2 会員は、剽窃・盗用や二重投稿、データの捏造、改ざんをしてはならない。

(懲戒)

第9条 本規程に違反した会員について、理事会は、会則第9条及び同条に基づく「会員の懲戒に関する細則」により懲戒の対象とすることができる。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

1 この規程は2020年6月2日から施行する。

2 この規程は2022年3月10日から施行する。